

第9 廃業の届出

1 廃業届出書について

宅建業者が、次の表に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、「廃業等届出書」を提出してください。

この届出は、廃業の理由が生じた日から起算して30日以内に行う必要があります。ただし、個人の宅建業者が死亡した場合には、相続人がその死亡の事実を知った日から30日以内となります。

免許の効力は、個人が死亡した場合又は法人で合併により解散した場合には、届出を待たず、その事実の発生日をもって失効します。

2 書類作成にあたっての留意点

- 届出書の提出部数は、正本1部、副本1部です。（いずれも返却しませんので、控えが必要な場合は3部作成してください）。
- いずれの廃業理由でも**免許証の原本を添付**する必要があります。

廃業の理由	法人・ 個人の別	届出人	免許証以外の添付書類
死亡	個人	相続人	①死亡診断書の写し、除籍抄本等 ②代表者が宅地建物取引士の登録を受けていた場合は、宅地建物取引士死亡等届出書
合併による消滅	法人	代表者（元 代表役員）	合併されたことがわかる商業登記簿の閉鎖事項証明書等、合併による消滅が確認できる書類
破産手続開始の決定	法人 ・ 個人	破産管財人	①破産手続開始の決定が確認できる書類 ②裁判所が破産管財人に交付するその選任及び印鑑を証明する書面
合併及び破産手続開始の決定以外の解散	法人	清算人	商業登記簿の履歴事項全部証明書等、解散したことを確認できる書類
廃止	法人 ・ 個人	代表者	不 要

※ 法人の商号、代表者または事務所の所在地について、未届けの変更事項がある場合は、経緯のわかる履歴事項全部証明書を添付してください。

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和〇〇年〇月〇日

福島県知事 殿

届出者 住所 福島市〇〇町〇〇番地
 氏名 株式会社 福島野不動産
 代表取締役 福島野 太郎

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

*

--	--	--	--	--	--

*

--	--	--	--	--	--

0	7
---	---

(9)

	1	2	3	4	5
--	---	---	---	---	---

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 <input checked="" type="radio"/> 5. 廃止
商号又は名称	株式会社 福島野不動産
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	代表取締役 福島野 太郎
主たる事務所の所在地	福島市〇〇町〇〇番地
届出事由の生じた日	令和6年4月30日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 <input checked="" type="radio"/> 5. 本人

確認欄

*

--